

## 死亡に伴う手続きのお願い

(大分県)

(日田市)

亡くなられた方が自動車・軽自動車・バイクの所有者・使用者でしたら名義変更等の手続きが必要です。早めに手続きを行ってください。

- 1 自動車・バイク(251cc以上(車検のあるバイク))の場合
  - (1) 車検証(自動車検査証)で所有者、使用者をご確認ください。
  - (2) 亡くなられた方が自動車の所有者であれば、  
大分運輸支局で名義変更(移転登録等)の手続きが必要です。  
詳しくは、大分運輸支局(電話050-5540-2087)  
にお問い合わせください。
  - (3) 亡くなられた方が自動車・バイク(251cc以上)の使用者である場合も同様に  
大分運輸支局で変更登録等の手続きが必要です。  
詳しくは、大分運輸支局(電話050-5540-2087)  
にお問い合わせください。
- 2 軽自動車の場合
  - (1) 車検証(自動車検査証)をご確認ください。  
亡くなられた方が、軽自動車の所有者か使用者であれば、  
軽自動車検査協会で自動車検査証の記載事項の変更が必要です。  
詳しくは、軽自動車検査協会(電話050-3816-1759)  
にお問い合わせください。
- 3 バイク(126cc~250cc)の場合
  - (1) 軽自動車届出済証をご確認ください。  
亡くなられた方が、バイク(126cc~250cc)の使用者であれば、  
大分運輸支局で軽自動車届出済証の記載事項の変更が必要です。  
詳しくは、大分運輸支局(電話050-5540-2087)  
にお問い合わせください。
- 4 バイク(125cc以下)の場合
  - (1) 標識交付証明書をご確認ください。  
亡くなられた方がバイク(125cc以下)の使用者であれば、証明書を発行している市町村で名義変更の手続きが必要です。  
当市の税務課税制窓口係(電話0973-22-8397)にお問い合わせください。

上記手続きをすみやかに行えない場合他、納税に関しては下記にご連絡ください。

自動車の移転登録等自動車検査証の手続きが遅れる場合

大分県日田市税事務所課税課(電話0973-22-4175)

軽自動車・バイクの自動車検査証などの手続が遅れる場合

当市の税務課税制窓口係(電話0973-22-8397)